

## 税務情報 Q&A

増値税発票が変更されると聞きましたが、その内容を説明してください。  
また、増値税の“専用発票”と“普通発票”の違いを教えてください。

国家税務総局公告 2014 年第 43 号

### 1. 増値税発票の変更内容

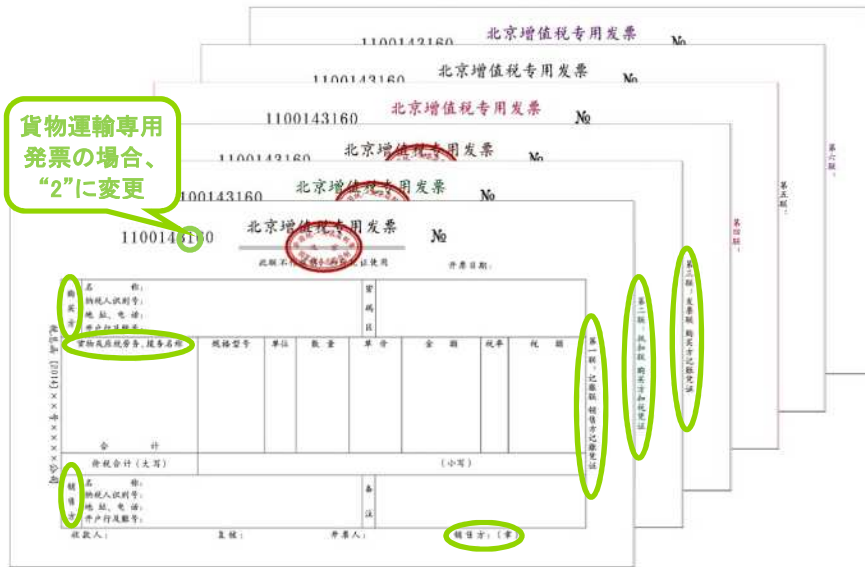
2014 年 7 月 8 日付で「新版増値税発票の使用開始に係る関連問題の公告」(国家税務総局公告 2014 年第 43 号、以下“同公告”と表記)が公布され、同年 8 月 1 日から新しい増値税発票の使用が開始されます。同公告に基づき新たに使用される増値税発票は、交通運輸業と一部現代サービス業において営業税から増値税への変更を実施している増値税改革の進展を受けて、その表記に同改革内容を反映しています。すなわち、増値税改革により役務取引の一部が増値税対象となったため、これまでの貨物の販売、購入を前提とした表記から“貨物”表記を削除すると共に、業務提供者欄についても貨物関連取引を前提とする“貨物或いは課税役務”に“サービス”表記を追加しています。更に今回、特殊な紙質やインク、字体などの使用により、発票の偽造防止技術を向上させました。但し、今回の変更は表記上の微修正に止まっており、従来の増値税発票の暫定的な継続使用も認められています。

増値税発票には、増値税専用発票と増値税普通発票があり、それぞれの変更内容は以下の通りです。

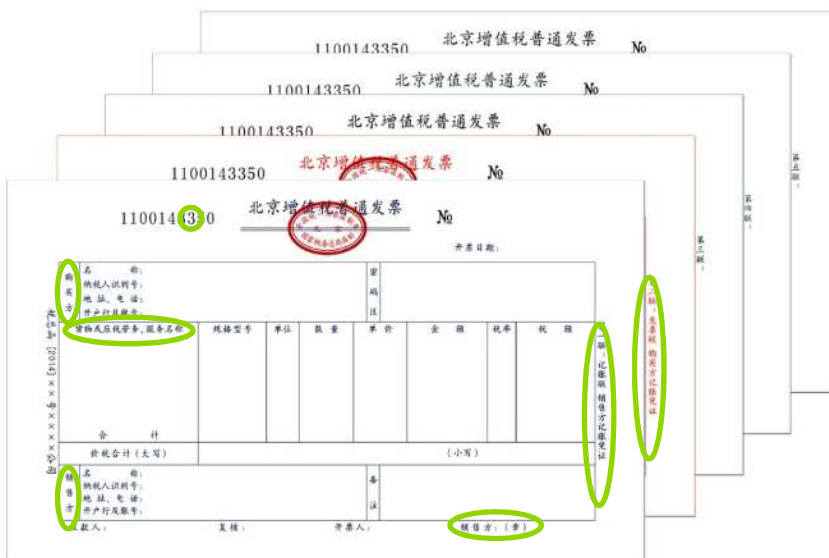
|                   | 増値税専用発票  | 増値税普通発票                                    |
|-------------------|--|--|
| 発票種類<br>(8 桁目の番号) | 貨物運輸専用発票については、<br>(旧)7→(新)2                                    | (旧)6→(新)3                                  |
| 販売者               | (旧)貨物販売(中国語:銷貨)単位→(新)販売(中国語:銷售)者                               |  |
| 購入者               | (旧)貨物購入(中国語:購貨)単位→(新)購入(中国語:購買)者                               |  |
| 業務提供者             | (旧)貨物或いは課税役務(中国語:勞務)名称→<br>(新)貨物或いは課税役務、サービス(中国語:服務)名称         |  |
| 販売者(右下欄)          | (旧)貨物販売単位(章) →(新)販売者(章)  |  |
| 綴り欄名称<br>(右欄外)    | 一枚目(記帳綴り)<br>(旧)貨物販売者 計上証憑(中国語:計帳凭証)→<br>(新)販売者 記帳証憑(中国語:記帳凭証) |  |
|                   | 二枚目(税額控除綴り)<br>(旧)貨物購入者 税額控除証憑<br>(中国語:扣税凭証)→<br>(新)購入者 税額控除証憑 | 二枚目(発票綴り)<br>(旧)貨物購入者 計上証憑→<br>(新)購入者 記帳証憑 |
|                   | 三枚目(発票綴り)<br>(旧)貨物購入者 計上証憑→<br>(新)購入者 記帳証憑                     |  |

サンプル発票による変更箇所の表記は、以下の通りです。

**【増値税専用発票】**



**【増値税普通発票】**



## 2. 増値税専用発票と増値税普通発票の違いについて

「税込徴収管理法」(第 22 条)では、増値税専用発票は国務院税務主管部門の指定企業により印刷し、その他の発票は省、自治区、直轄市の国家税務局、地方税務局の指定企業により印刷するとしています。これは、後述の通り、増値税専用発票の方が使用者の税務メリットがより大きく、偽造等を予防する重要性がより高いためと考えられます。

尚、その他の発票には増値税普通発票と普通発票が含まれます。後者は現状、取引内容ごとに多くの種類に分かれ、様式も各種存在しており、必ずしも規格化されていません。一方、正規の発票がなければ税務上は原価或いは費用の計上が認められない<sup>1</sup>ため、いずれの取引においても発票は不可欠であり、また偽造を防ぐため、いずれの発票も税務当局の監督下で作成、印刷されています。

つぎに、同公告で規定される増値税専用発票と増値税普通発票の最大の違いですが、物品の購入者(或いは増値税対象役務の受益者、以下“購入者等”と表記)に仕入税額控除が認められるか否かにあります。

増値税専用発票を受領した購入者等は、購入時に本体金額と税額の合計を支払いますが、販売者(或いは増値税対象役務の提供者)から受領した増値税専用発票を用い、そのときに支払った税額(すなわち、仕入税額)を売上税額から控除することが認められます。このため増値税専用発票では金額表示は金額と税額をそれぞれ表示することが必須であり、更に税額の内訳(金額、税率)も表示されます。

一方、増値税普通発票では仕入税額控除が認められませんので、本体金額と税額を別表記する必要がないため税込金額のみを表記する例も多く見られますが、同公告のサンプルフォームには、普通発票にも本体金額と税率欄があります。

尚、増値税専用発票の自社発行が認められていない小規模納税者には簡易納税制度<sup>2</sup>が適用されており、納付税額は売上高に 3%の徴収率を乗じて計算します。一方、一般納税者は物品取引であれば 17%(或いは 13%)、増値税対象の役務取引であれば 6%(或いは 17%、13%、11%)の税率が適用されます。従って、小規模納税者がより有利のようにも映りますが、仕入税額の金額程度によるものの、小規模納税者には仕入税額控除が認められないため、一般納税者に比べて税負担が重くなるケースが往々にして見られます。

また、小規模納税者の販売或いは役務提供に対し、購入者等が増値税普通発票を受領した場合には、一般納税者であっても購入者等側での仕入税額は控除できませんので、留意が必要です。

従いまして、通常、一般納税者の要件<sup>3</sup>を満たす場合、小規模の事業者であっても一般納税者を選択する例が多く見られています。

<sup>1</sup> 「発票管理弁法」(第 21 条)に“規定に一致しない発票は財務代用領収書とすることができず、いかなる単位および個人は受領を拒絶する権利を有する”との規定等があり、企業が受け取った規定に一致しない発票は、原則、財務証憑として記帳することが認められない。

<sup>2</sup> 一般納税者においても簡易納税制度が適用されるケースがあり、その詳細は「トーマツ チャイナニュース」本号の“税務情報：増値税徴収率の簡素化と統合”を参照のこと。

<sup>3</sup> 一般納税者の取得要件等の詳細は、「トーマツ チャイナニュース」Vol.91(2010 年 6 月)号を参照のこと。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,600 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com)) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited